

平成15年7月15日(火)
午後2時00分から3時30分
ホテル東日本宇都宮 3階「大和」

第2回宇都宮地域合併協議会 会 議 録

第2回 宇都宮地域合併協議会会議録

1 出席者

- ・会長 福田 富一
- ・副会長 猪瀬 成男 手塚 順一 玉生 勝経 高橋 克法
- ・委員 小野里 豊 山崎 守男 須賀 万里子 築 郁夫
湯澤 博 竹原 卓郎 坂入 寛六郎 松本 清
石川 伍一 稲葉 信子 吉沼 正夫 渡辺 清
藤江 政夫 江連 功 斎藤 勝 手塚 早苗
福嶋 邦夫 横田 弘 白坂 喜美雄 加藤 幸雄
釜井 傳一郎 鱒淵 幸三 南木 昭男 鈴木 保夫
加藤 晴一 手塚 誠 森田 広子 菊地 三夫
伊澤 茂 中村 祐司 沼田 良

2 欠席者

- ・委員 江連 俊 鈴木 利二

3 出席した事務局職員等

- ・事務局長 栗田 幹晴
- ・事務局次長 大林 厚雄
- ・説明者 渡辺 孝夫（宇都宮市行政経営課長）

4 議 事

報告事項

- （報告第2号）委員の変更について
- （報告第3号）宇都宮地域合併協議会会議運営規程等の制定について
- （報告第4号）小委員会の設置について

議事内容

- （議案第5号）監査委員の選任について
- （議案第6号）市町建設計画の策定方針について
- （議案第7号）地域自治制度構築の基本方針について

その他

- （1）合併協定項目について
- （2）市町村の合併の特例に関する法律について

協議内容の概要

事務局の進行により本会が開かれる。

はじめに、会長である福田富一宇都宮市長による挨拶が行われ、その後、事務局より、出席委員の報告が行われた。(37名中35名出席)

続いて、議長より本会議における会議録署名委員2名が指名される。(松本委員、手塚早委員)

次に、事務局による報告事項の説明となる。

まず、報告第2号「委員の変更について」は、宇都宮市の委員1名の変更及び上河内町の委員1名の役職の変更が報告され、新たに委員となった宇都宮市の山崎委員の挨拶が行われた。

次に報告第3号「宇都宮地域合併協議会会議運営規程等の制定について」では、宇都宮地域合併協議会会議運営規程のほか6つの規程制定の報告が行われた。

報告第4号「小委員会の設置について」では、「地域自治制度小委員会」、「市町建設計画小委員会」及び「議会制度小委員会」の3つの委員会を設置したことの報告が行われた。

続いて議事に移り、議案第5号「監査委員の選任について」では、高根沢町収入役の小川氏が選任された。(原案通り可決)

議案第6号「市町建設計画の策定方針について」では、市町建設計画策定の目的や基本方針、計画の内容及び期間が示された。(原案通り可決)

ここで、上河内町の藤江委員より市町建設計画の計画の内容について、その協議時期を一部は任意協議会、一部は法定協議会と分けるのではなく、任意協議会の段階で、ある程度全体を示せるような協議を望む旨の意見が出された。(事務局回答、発言者了解)

また、高橋副会長より地域自治制度についての意見が出された。

続いて、議案第7号「地域自治制度構築の基本方針について」では、地域の課題を地域自ら解決できる新しい制度構築のための基本方針の説明が行われた。(一部修正後可決)

上三川町の稲葉委員より地域自治制度について、法律との兼ね合いについての質問がなされた。(事務局回答)

続いて福田会長及び高橋副会長より、地域自治制度について、小委員会での徹底した議論を要望する意見が出された。

また、中村委員より地域自治組織の単位について、議案の訂正案が出された。(事務局回答)

休憩を挟み、その他として合併協定項目及び市町村の合併の特例に関する法律について事務局より説明がなされた。

最後に、事務局連絡としてホームページの開設、広報紙の配布及び第3回協議会の日程が説明され、会議終了となる。

午後2時00分 開会

進行（栗田局長）

大変お待たせいたしました。ただいまから「第2回宇都宮地域合併協議会」を開会いたします。

初めに報道関係の皆様をお願いいたしますが、議事の進行上、写真撮影等は会議次第3の出席委員の報告までとさせていただきます。

また、携帯電話をお持ちの方は、会議の妨げになりませんよう、電源をお切りになるかマナーモードをお願いいたします。ご協力をお願いいたします。

それでは初めに、会議に先立ちまして、宇都宮地域合併協議会会長、宇都宮市長の福田富一よりご挨拶を申し上げます。

福田会長

皆さんこんにちは。本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、第2回の宇都宮地域合併協議会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

本協議会は、6月6日の協議会発足を受けまして、協議会だよりの発行など住民の方への広報活動を初め、今後調整すべき事務事業の現況調査も開始したところでございます。また、県に対しましては、合併重点支援地域の指定を受けるため、去る7月8日に、副会長であります各首長さんとともに知事に要望書を提出してまいりました。

本日の第2回協議会は、今後の合併協議の柱となります市町建設計画の策定方針や地域自治制度構築の基本方針など、大変重要な事項についてご協議をお願いする予定になっております。皆様方の活発なご協議をお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶といたします。

進行（栗田局長）

ありがとうございました。

次に、会議に入らせていただきます。会議の議長は協議会規約第9条第3項の規定に基づき福田会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

議長（福田会長）

それでは、早速会議に入ります。会議次第3の「出席委員の報告」について事務局の説明を求めます。

事務局（大林次長）

それでは、出席委員のご報告をさせていただきます。

会議規約第9条第2項で「会議は、副会長及び委員の半数以上の出席がなければ開くこ

とができない。」と規定されておりますが、本日は、副会長及び委員が37人中35人が出席されており、半数以上のご出席をいただいておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。

議長（福田会長）

次に、会議次第4の「会議録署名委員の選任」をさせていただきます。

本日の会議録署名委員は、上三川町の松本委員と、上河内町の手塚委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

続きまして、会議次第5の「報告事項」に移ります。

初めに、報告第2号「委員の変更について」事務局の説明を求めます。

事務局（大林次長）

ご説明に入る前に、委員の皆様方に、会議次第にございます報告と議案の番号につきましてご説明させていただきます。

報告番号、議案番号につきましては、議事の進行上、第1回の協議会より通し番号で記載しております。したがいまして、今回は報告第2号からと議案第5号からになっておりますので、あらかじめご了解をいただきたいと思ひます。

それでは、報告第2号「委員の変更について」ご説明いたします。1ページをご覧いただきたいと思ひます。

協議会規約第7条第2号の規定に基づく議会代表委員のうち、宇都宮市議会におきましては「市町合併対策特別委員会」が設置になりましたので、宇都宮市議会総務常任委員会委員長の太竹清作委員から、宇都宮市議会市町合併対策特別委員会委員長の山崎守男委員に変更するものです。

また、同じく上河内町議会におきましては「市町合併検討特別委員会」が設置になりましたので、藤江委員で変わりはございせんが、上河内町議会市町合併検討特別委員会委員長の藤江政夫委員とするものでございせん。

以上で説明を終わります。

議長（福田会長）

ただいま、事務局から協議会規約に基づく委員の変更につきまして報告がありました。山崎委員、どうぞよろしくお願いたします。

（山崎守男委員 挨拶）

議長（福田会長）

藤江委員におかれましては、引き続きお願いいたします。

次に、報告第3号「宇都宮地域合併協議会会議運営規程等の制定について」事務局の説明を求めます。

事務局（大林次長）

次に、報告第3号「宇都宮地域合併協議会会議運営規程等の制定について」ご説明いたします。

前回の協議会におきまして、決定いただきました協議会規約の中で、会議の運営や小委員会、幹事会の設置等につきまして、その他必要な事項は会長が別に定めとなっておりますが、必要な規程を制定いたしましたので、ご報告させていただきます。

初めに、会議資料3ページの「宇都宮地域合併協議会会議運営規程」でございますが、この規程設置の趣旨は、協議会の会議運営に必要な事項を定める規定でございます。

主な要点をご説明いたします。

第1条から第8条までは会議の運営に必要な事項を定めており、第2条では会議は公開を原則としております。第6条では会議録の調製について定めており、第7条で会議ごとに会議録の署名委員を2人、議長が指名することになっております。

第9条から第18条までは会議の傍聴に関する事項を定めており、第10条では傍聴人の定員は20人とし、第11条では傍聴人の受付手続を定め、第12条以降では傍聴人の注意事項等を規定しております。

次に、会議資料6ページの「宇都宮地域合併協議会小委員会規程」でございますが、この規程設置の趣旨は、協議会に小委員会を置き、協議会から付託された特定の案件を調査、審議するための組織として、その運営に必要な事項を規定しております。

主な要点をご説明いたします。

第3条では、委員を会長が指名することになっておりますが、協議会の委員と協議会下部組織の幹事会の幹事から指名することになっております。第5条以下では、小委員会の運営に必要な事項を規定しておりますが、第7条では必要があれば小委員会の下部組織として検討会を設置することができる規定をしております。

次に、会議資料7ページの「宇都宮地域合併協議会幹事会規程」でございますが、この規程設置の趣旨は、幹事会を事務レベルにおける最終調整組織として、また、協議会と専門部会をつなぐ組織として置き、その運営に必要な事項を規定しております。

主な要点をご説明いたします。

第2条では、幹事会の所掌事項を定めております。第1号では協議会に提出する事項、第2号では幹事会の下部組織でございます協議会専門部会の進行管理を規定しています。第3条、第4条では、幹事、組織を定めており、各市町の助役と職員で幹事会を構成し、幹事長は宇都宮市の助役をもって充てることになっております。なお、組織構成につきま

しては、お手元の参考資料の2ページのとおりでございます。

次に、会議資料8ページの「宇都宮地域合併協議会専門部会規程」でございますが、この規程設置の趣旨は、専門部会を実質的な合併に関する協議、調整を行う組織として置き、その運営に必要な事項を規定しております。

主な要点をご説明いたします。

第3条、第4条では、組織、役員を定めており、各市町の職員で組織し、幹事長が部会長、副部会長を指名することになっております。

第6条では、現在8つの専門部会を想定しておりますが、必要に応じて、他の専門部会と合同の会議ができる規定をしております。

第7条では、専門部会に必要に応じて分科会を設置できる規定をしております。なお、専門部会の組織構成につきましては、参考資料の3ページから10ページまでのとおりでございます。

次に、会議資料10ページの「宇都宮地域合併協議会事務局規程」でございますが、この規程設置の趣旨は、協議会事務局の組織、運営について必要な事項を規定しております。

主な要点をご説明いたします。

第2条では所掌事項について、第3条では事務局に局長・次長その他の職員を置き、第5条から第9条までは職務権限、決裁区分等を規定しております。第10条では協議会の公印について、第11条では職員のサービスを規定しており、宇都宮市のサービス規定を準用する規定となっております。

なお、組織構成につきましては、参考資料の11ページのとおりでございます。

次に、会議資料13ページの「宇都宮地域合併協議会財務規程」でございますが、この規程設置の趣旨は、協議会の財務に関し必要な事項を規定しております。

主な要点をご説明いたします。

第2条から第4条までは歳入歳出予算についての規定で、第5条から第8条では予算執行上の手続等についての規定をしております。第9条では、補則として、その他財務に関し必要な事項は宇都宮市の例によるという規定となっております。

次に、会議資料15ページの「宇都宮地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程」でございますが、この規程設置の趣旨は、協議会に出席いただく委員等に対する報酬及び費用弁償等の支給について、必要な事項を規定しております。

第2条第1項では、委員等の報酬額を宇都宮市の委員等に対する額と同じくし日額9,400円を支給することとしております。

第2項では、東京都にお住まいの委員の報酬は、往復の交通費を含め日額2万円を支給することとしております。

第3項では、委員等で地方公共団体の常勤の職員等には報酬は支給しない規定となっております。

第3条では、協議会の委員等が会議以外の用件で旅行をしたときは費用弁償を支給し、

第4条では、正副会長・行政代表委員等の旅行につきましては、旅費を支給するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご協議をお願いいたします。

議長（福田会長）

事務局の説明が終わりました。ここで質疑を行います。これまでの説明につきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

無いようでございますので、報告第3号「宇都宮地域合併協議会会議運営規程等の制定について」は、説明のとおりご承認いただくことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

ありがとうございます。それでは承認いただいたものといたします。

次に、報告第4号「小委員会の設置について」事務局の説明を求めます。

事務局（大林次長）

それでは、報告第4号「小委員会の設置について」ご説明いたします。資料の16ページをご覧くださいと思います。

小委員会につきましては、協議会規約第11条第1項の規定により、「特定の事項を調査及び審議するため、協議会の中に小委員会を置くことができる。」としており、お手元の報告第4号のとおり、新しい地域自治制度の構築について調査、審議を行うため「地域自治制度小委員会」を、また、合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に調査、審議するため「市町建設計画小委員会」を、さらに、新市の議会における議員の定数及び任期の取り扱いについて調査、審議するため「議会制度小委員会」を設置することといたしました。

なお、各委員会の委員につきましては会長が指名することとなっておりますので、それぞれの組織構成は、参考資料の12ページから14ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長（福田会長）

事務局の説明が終わりました。報告第4号につきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

無いようでございますので、報告第4号「小委員会の設置について」は、事務局説明どおりご承認いただくことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

ありがとうございます。それではご承認をいただいたことといたします。審議に際しましては、委員の皆様方には何とぞよろしくお願いいいたします。

次に、会議次第6の「議事」に入ります。議案第5号「監査委員の選任について」事務局の説明を求めます。

事務局（大林次長）

議案第5号「監査委員の選任について」ご説明いたします。17ページをご覧くださいと思います。

協議会規約第15条第1項の規定に基づき、協議会の監査委員は、「構成市町の収入役のうちから協議会の同意を得て会長が選任する」ことになっておりますが、高根沢町の鈴木一郎監査委員が平成15年6月15日をもって任期満了となり、収入役を退任されました。つきましては、会長と協議を行い、新たに高根沢町の小川征男収入役に監査委員をお願いすることで議案を提出するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（福田会長）

事務局の説明が終わりました。

皆さんにお諮りいたします。議案第5号「監査委員の選任について」は、高根沢町の小川征男収入役に監査委員をお願いすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

ありがとうございます。それでは議案第5号「監査委員の選任について」は、原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、議案第6号「市町建設計画の策定方針について」事務局の説明を求めます。

事務局（大林次長）

それでは、議案第6号「市町建設計画の策定方針について」ご説明いたします。19ページをご覧くださいと思います。

まず、1の市町建設計画策定の目的についてでございますが、市町建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づきまして、新市の建設を、総合的かつ効果的に推進するハード・ソフト両面にわたる指針として、合併後の速やかな一体性の確立を促進し、住民の福祉の向上と新市の均衡ある発展を目指すために策定するものでございます。

なお、本計画は、合併による変化への対処方策や総体的な方向性、各地域の特性を担保するための方策などを示すとともに、合併後に策定されます新市の総合計画の基礎とするものでございます。

次に、2の策定に当たっての基本方針についてのうち、(1)まちづくりの方向性の提示についてでございますが、新市の現状のみならず、人口、経済などの将来の見通しを織り込むとともに、合併後の将来像とそれを実現するための方策を明記する旨の記載となっております。

次に、(2)均衡ある発展の推進についてでございますが、合併に当たりましては、周辺部が廃れるのではないかと、地域の歴史や文化などの特性が失われるのではないかなど懸念事項もございます。このようなことへの対応といたしまして、地域特性の活用や周辺部の活力の維持向上を図るとともに、各地域のバランスへの配慮やネットワーク化の推進などを盛り込み、新市全体の均衡ある発展を目指す旨の記載となっております。

次に、(3)地域自治システムの構築についてでございますが、今後、協議会におきましては、地域の課題を自ら解決し、特色ある地域づくりを推進するための合併後の地域自治システムのあり方について検討してまいります。その地域自治システムについて、市町建設計画に盛り込む旨の記載となっております。

次に、(4)健全な財政運営への配慮についてでございますが、合併に当たりましては、合併特例債等の国や県の支援を有効に活用するとともに、合併に要する経費が過度の財政負担にならないよう留意する旨の記載となっております。

次に、(5)住民にわかりやすい表現についてでございますが、特に、合併に当たっての住民の理解や不安払拭を図るという観点から、わかりやすい構成や表現とする旨の記載となっております。

次に、3の計画の内容についてでございますが、基本方針を踏まえ、計画に盛り込むべき内容を整理したものでございます。法定要件でございます合併後の建設の根幹となる事業や公共施設の統合整備に関する事項、財政計画のほか、人口・経済の見通しや地域自治システムの構築などを盛り込むものでございます。

人口・経済の見通しにつきましては、他の建設計画の先行事例では見られませんが、合併をいたしますと現行の総合計画と現状に乖離が発生することもあり、また、合併後の将来像をより明確にする意味からも、本計画の策定に際しましても、人口・経済の主要な指標につきまして推計を行うものでございます。

次に、4の計画の期間についてでございますが、一体性の確立に要する期間や合併特例債の充当期間を踏まえ、計画の期間を10年とするものでございます。これにつきましては参考資料15ページをご覧くださいと思います。先行事例等の計画期間等をお示しいたしましたが、近年の合併事例におきましても、建設計画の期間は概ね10年となっております。

策定方針にお戻りいただきまして、21ページから22ページにかけて、策定方針

案を踏まえました市町建設計画の骨子をお示ししておりますが、特に自分の住んでいる地域がどのようになるのかを住民の方にわかりやすく示すということから、旧市町単位での地域別計画を盛り込んでおります。今後この骨子の具体化に努めていくわけですが、任意の合併協議会におきましては、合併後の人口・経済の見通しやまちづくりの将来像などのビジョン、新市における自治システムを含め、6の新市の施策までを本年11月を目途に将来構想として策定し、委員の皆様を始め、広く関係市町民等にお示ししたいと考えております。

以上でございます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

議長（福田会長）

「市町建設計画の策定方針について」事務局の説明が終わりました。ここで、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

藤江委員（上河内町）

上河内の藤江です。20ページに計画の内容がございます。ただいまの説明では、(1)番から(6)番までを任意の宇都宮地域合併協議会において協議するんだという説明がございました。この議案どおりで、(1)番から(6)番まで市町建設計画はすべてが大切ではありますが、省略される(7)から(9)まで、これもまた重要なことであるかのように私は考えております。ただいまの説明では将来構想として地域の人たちに示すということで、この部分は任意協議会だから、当然、法定協に移行した後の協議だというふうにも受け取れるわけですが、その辺を明快にお答えいただきたいと思っております。

事務局（大林次長）

ただいまのご質問でございますが、ただいまの説明の中で、市町建設計画の骨子の(6)までの新市の施策までをご説明差し上げたところでございますが、市町建設計画そのものは、今後のまちづくりにとって、住民の方にも大変重要なものでございます。

そうした中で、作業を進めるに当たりまして、現在は任意協議会でございますが、今後12月に法定協議会を目指す予定でございます。法定協議会で判断するに当たりましては、市町建設計画は判断の重要な一つでございます。ある程度住民の方に見せるためには、作業的な部分を含めると、6の新市の施策で、今後の新市のまちづくりの大枠的なものまでを作業的に進めてまいりたいというものでございます。

今後の作業手順としましては、法定協議会への以降の後に、(7)から進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

藤江委員（上河内町）

ただいまの説明を明快に了とするものでありますが、それぞれの委員の立場があり、私もまた私の立場があるわけです。当然、上河内町の議会ないしそれぞれの立場で説明をし、あるいは意思決定していく段階において、その判断材料の一つとして、(7)から(9)は、合併とはいかなるものか・・・特に上河内の場合は、地域のビジョン、宇都宮との合併において上河内一帯がどうなるかは、重要な判断材料の一つになると考えております。

先ほどの説明の中で周辺過疎の問題もございましたが、根拠はございませんが、そのような不安を抱えながらの判断となれば、一定の地域のビジョンを示した上で、法定協議会への判断としていく考え方も一つございます。

ただいまの説明を了とするものでございますので、今後、各小委員会等で、そうした立場で最大の配慮をしていただきたいと付け加えまして、質問を終わります。

議長（福田会長）

ありがとうございました。ただいまのやりとりは20ページ～22ページに関するものですが、20ページの計画の内容の(1)から(9)のうち、(6)までが任期協議会において協議する事項であり、(7)から(9)は法定協議会に移行してから進めてまいりましょうという説明を事務局がいたしました。それに対しまして藤江委員から、(6)までも大切だが、住民の皆さんに説明していく場合に、(7)から(9)についても、これが何も詰まっていなければ、合併についての是非を住民に問うことは難しいのではないかということから、説明については了承するものの、(7)から(9)についても、今後、小委員会等で議論を重ねていただいて、粗粗の絵図面でもいいから書いたものがほしい、こういう意味でよろしいですか。

藤江委員（上河内町）

はい。

議長（福田会長）

わかりました。この点につきましては、藤江委員のご意見を最大限反映できるように、今後、小委員会等での議論を進めてまいりたいと思います。

ほかにございませんか。

高橋副会長（高根沢町）

今のご質問を聞いていて、当然だとは思いますがちょっと感じたことがございます。私たちが今回目指すべき合併の形というのは、地域内分権、地域内自治の仕組みを確立する。分権型の合併をする。つまり、大きくしながらも小さくしていく。図体が大きくなるからこそ地域に徹底してこだわる。そういう仕組みができなければ、高根沢町は合併をいたしません。合併をした後、何でも本庁が、本庁というか、多分編入になれば福田富一さんが市長ですけれども、福田富一さんが全部決めるということではないんです。地域のこ

とは地域で決めるんです。地域のことは地域で決められる仕組みをつくるんです。ですから、誰かが決めるのではなくて我々が決めていくという共通認識に立たないと……。

私たちは20世紀の陳腐化してしまった古い自治体の姿から脱却しようという認識のもとに進めないといけないので、それだけのご認識いただければとお願い申し上げたいし、私自身はそういう決意のもとにこの協議会に参加しておりますので、どうぞよろしく願いいいたします。

議長（福田会長）

高根沢の町長であります副会長から発言がありました。地域自治制度の構築につきましては、この後の議案第7号でこれからご審議をいただく予定にしております。藤江委員の発言と高橋副会長の意見は相通ずるものがございませぬ。藤江委員の件につきましては、先ほど申し上げましたように、できる範囲の中で計画(7)から(9)についても議論をし、まとめていきたいと思いますというお話を申し上げました。

今議論していただいているものと、この後説明するものは表裏一体のものでございませぬ。議案第6号につきましてはほかにご意見がなく、ご了承いただければ、次の議案の説明に入らせていただければと思っておりますが、ご意見等はございませぬか。

それでは無いようでございますので、議案第6号「市町建設計画の策定方針について」は、藤江委員の意見もでき得る限り取り取り入れていくことを含めて、原案どおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

ありがとうございます。それでは、議案第6号「市町建設計画の策定方針について」は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第7号「地域自治制度構築の基本方針について」事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺課長）

次に、議案第7号「地域自治制度構築の基本方針について」ご説明いたします。24ページをお開きください。

この方針は、先ほど市町建設計画で説明のございました地域自治システムの構築として盛り込まれるべきもので、その具体化に当たりましての基本方針でございます。

まず、冒頭でございますが、合併には自治体の規模が拡大することによる行財政基盤の強化や自治能力の向上というメリットがある一方、住民と行政の距離が拡大するという懸念もございませぬ。こうしたことから、地域の自治を充実強化し、住民自治の拡充を図るこ

とにより、地域の課題を自ら解決できる新しい地域自治の制度を構築する必要があるため、その基本方針を以下のとおり定めます。

まず最初に、合併に伴う地域の課題でございます。

(1) 地域住民の主体的な取り組みの必要性でございます。合併に伴う行政区域の広がりにより、住民の声が市政に届きづらくなり、きめ細かな行政施策が不十分になるおそれがあることから、合併後におきましても、それぞれの地域の住民が主体的に地域の行政に取り組めるような仕組みが必要でございます。

(2) 地域の独自性と自立性の確保でございます。合併により、自治体が一つになることで、これまで各地域で主体的に運営されてきた行政の特性が発揮できなくなるおそれがあることから、合併後におきましても、地域の实情に応じた施策の展開を行うことにより、地域の独自性と自立性を確保する必要があります。

2は、ただいま申し上げました課題を受け、地域自治制度構築の目的でございます。

(1) 住民自治の拡充です。住民がその自覚と責任に基づき、積極的に地域の自治を担うことにより、自立した地域社会を形成するため、住民自治の拡充を図ります。

(2) 都市内分権を推進します。厳しい財政状況の中、複雑・多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、行財政基盤の強化を図るとともに、地域の特性を活かした施策を展開することが必要です。このため、新市としての一体性を保ちながら、都市内分権を推進いたします。

次のページをお開きください。これらを受けまして、3として、地域自治制度構築の基本方針でございます。

(1) 制度構築の基本方針でございます。自治体規模の拡大による行財政の効率化を進める一方、地域コミュニティの進展による住民自治の拡充を図るため、以下の視点に基づき、新たな地域自治制度を構築いたします。

1つ目、住民の一体感を醸成しつつ、地域主体の自治システムを構築します。それぞれの地域特性を活かし合いながら、住民の一体感を醸成し、新市一体となって発展を目指すとともに、地域が主体となった新たな自治システムを構築します。

2つ目、身近な地域の課題を住民が担う仕組みを構築します。住民自治の拡充や地域特性を活かしたまちづくりが重要であることから、身近な地域課題を住民自ら担う仕組みを構築します。

3つ目、地域住民の参加と協働を推進します。住民の参加や協働により、住民と行政がそれぞれの特性や能力を発揮し合いながら、多様な地域課題を迅速かつ効果的に解決します。

(2) 制度構築の方向性でございます。

1つ目、地域自治制度は、地域住民の行政活動への参加・拡充を基本とし、地域独自の施策事業を展開できる仕組みとします。

2つ目、市としての一体性を確保しながら、地域の主体性を発揮する仕組みとして、合

併前の旧町を単位に地域自治組織を設置します。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（福田会長）

事務局の今の説明だと、地域自治制度をつくるというのは、確かに説明を受けたのですが、例えばほかの地域ではこんなことが議論されていますということについて、補足できませんか。地域審議会型とか幾つかスタイルがありますが、それらについてこれから検討しますというのは……？

事務局（渡辺課長）

例えばの話として幾つかございます。1つとして、最近、上諏訪の方で幾つかの町が合体する中で、どういう住民自治を目指すかいろいろ検討しているところでございます。一方では、従来、本庁でやっていたような仕事も、各旧町単位にかなり自治権を下ろしていく中で、各旧町が住民組織と一体となってどういう施策が展開できるかといった仕組みを現在構築しております。

また、私どもで検討するに当たりますには、合併特例法で規定されました地域審議会や国の地方制度調査会の中間報告にありました幾つかの行政区タイプ、特別区タイプといったものも示されておりますが、先進市の事例も参考にしながら検討していきたいと思っております。

議長（福田会長）

事務局の説明が終わりました。議案第7号「地域自治制度構築の基本方針について」ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

稲葉委員（上三川町）

上三川町の稲葉です。ただいまの説明は、私たち住民が一番身近に、痛切にこのシステムを望んでいるわけです。55万人で政令都市にはなりませんので、法の壁というのが当然出てくると思いますが、その点はどのように対処していくお考えでしょうか。

事務局（渡辺課長）

まず、現行法の中でどういう自治システムが一番妥当であるか、その辺を研究してまいりたいと思います。またその後国の方での動きがありましたら、それとあわせた形で、いかに住民自治ができるようになるか検討してまいりたいと思います。

事務局（栗田局長）

補足説明させていただきます。確かに現段階では法律の壁は当然ございます。ただ、地域で決定して実施できる仕組みを実態的につくるという方法もございますので、法律の枠にこだわらずに中身は検討してまいりたいと思います。結果的に、法律ができたときに、それに合致すればその法律で担保する。できなければ、実態的にできる仕組みを条例によってやっていきたいと考えております。

議長（福田会長）

地域自治システムというのは、高根沢の町長である副会長から、先ほど、自分たちの地域のことは自分たちで取り組む、かつての合併ではない新たな仕組みをつくっていくことが条件だという意見がありました。それにつきましては、今、稲葉委員から、国が明示していないものについても組み込んでいく場合があるが、それらは可能なのかという意見がありました。今、事務局の説明のとおり、それらについては条例で決めていくことが十分可能だととらえております。どういうスタイルが一番いいかは、これから小委員会の中で検討していただくわけですが、さまざまなタイプをいろいろな学者が発表しております。それらの中で今後1市4町に合ったものを選択していくことになるわけでございます。

高橋副会長（高根沢町）

ここで細かな議論はできませんが、自治制度の小委員会ができるということで、そちらで十分に練っていただきたいと思っています。一般論として、インターネット等で全国の事例を私自身も今一生懸命集めていますが、現行法の中で相当突っ込んだ地域内自治制度ができます。そしてそれに加えて、これから法制化されるであろう分権の特別法がもっと強力に出てくれば、より強力な地域内自治ができるかなと。ある程度の手応えは、私自身自らの学習の中で感じているのですが、そんなものをきちんと土台としながら、小委員会で煮詰めていただければと思っております。

それから、誤解していただきたくないのは、この地域自治制度は地域エゴをぶつける場ではないということです。ですからもう一方の側面として、一つ一つの施策については行政評価というようなきちんとした尺度を当てはめる。地域のことは地域で決めるのだから必要のない事業を地域でやっつけていいということにはならないわけです。そういった一つの物差しをきちんと決めて、行政評価に耐えられる施策という前提が付きませんが、そういうことをやっつけていかないと無駄な税金の使い方ということになりますので、こういう問題も含めて、小委員会では徹底して議論していただきたいと私自身は思っています。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。

中村委員

宇都宮大学の中村でございます。25ページの(2)の最後の文章ですが、真っさらな状

態で読ませていただいたときに、地域自治組織は「合併前の旧町を単位に」ということがあります。地域自治組織という言葉からイメージしますと非常に大きいなという思いがあります。「合併前の旧町単位」というのは、これでいくということであればそういうこともあり得ると思いますが、そこまで明記しなくてもいいかなという思いがいたしましたが、いかがでしょうか。

議長（福田会長）

「合併前の旧町を単位に」という字句についてどうかということですが、事務局お願いします。

事務局（栗田局長）

地域自治につきましては、とりあえず合併協議の前提として方針を書いているものから「旧町を単位に」と書いてございますが、もちろん地域自治は、宇都宮市でも都市内分権ということで地区行政をこれからやろうと考えています。それも地域自治という大きな枠内には入って来ますが、とりあえず今の4町単位で地域自治を合併に当たってつくりますということで、こういう書き方をさせていただいております。

議長（福田会長）

中村先生がおっしゃっているのは、そこまで書き込む必要はないのではないかということです。「旧町単位」という言葉をここに書かなくても、地域自治組織をつくるのが明確化されていけばいいのではないかと。単位については今後の小委員会の中で今の説明のような話になっていくのだらうと思いますが、書き込むことはどうかというご指摘です。

事務局（栗田局長）

確かに、その辺のことは小委員会で検討いただくということもございますので、「合併前の旧町を単位に」は取らせていただき、「……仕組みとして、地域自治組織を設置します」という形に変えさせていただきます。中身については小委員会で議論していただくことにしたいと思います。

議長（福田会長）

それでは、25ページの一番最後の行ですけれども、「合併前の旧町を単位に」まで、10文字の削除をお願いいたします。「発揮する仕組みとして 地域自治組織を設置します」と、文章をつなげていただきたいと思います。

議案第6号の資料として、先ほどの参考資料の15ページに、これまで合併した新市が例として載っているわけですが、今までの合併の中では、地域自治組織制度を創設したところはございません。今、各地域で我々と同じように任意協、法定協に移行している組織

の合併協議の中で、いろいろなところでいろいろな議論が交わされているわけですが、地域自治制度については我々も横並びで、この制度が確立されれば、全国ではトップクラスの中でこのシステムを導入することになるわけで、下敷きはないのです。我々が皆で決めていくということです。ですからマニュアルはありません。小委員会の中でも、そしてまたこうした協議会の中でも、大いに議論をしながら、最もふさわしい地域自治システムをつくっていく必要があると思っております。

ご意見はございませんか。

それでは無いようでございますので、議案第7号につきましては、10文字削除が入りましたけれども、それらを含めて、「地域自治制度構築の基本方針について」は、原案どおり決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(福田会長)

ありがとうございます。それでは議案第7号「地域自治制度構築の基本方針について」は、原案のとおり決定することといたします。

この後、「その他」の項に移るのですが、暫時休憩したいと思います。10分間休憩しまして、15時5分から再開いたしたいと思います。

休憩します。

午後2時55分 休憩

午後3時 5分 再開

議長(福田会長)

それでは再開したいと思います。

それでは、会議次第7「その他」でございますが、事務局の説明を求めます。

事務局(大林次長)

その他につきまして、26ページをご覧いただきたいと思っております。その他の1ですが、合併協定項目についてご説明いたします。

合併協定項目につきましては、第1回の協議会におきまして参考資料として配布いたしました。合併し新市に移行する際に、行政制度の違いにより住民が混乱を受けたり不利益を被ることがないように、行政サービスや負担水準の調整を図ることになり、その調整内容を文書化したものが合併協定書となります。

合併協定書では、合併協議に際して重要となります新市における基本的事項や合併特例法に関する事項、住民生活に特に密着した各種行政サービスの方針等を記載することにな

りますが、本協議会におきましては、先進事例等を参考とした24の項目につきまして協議を進めてまいりたいと考えております。

まず、基本的事項となります合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置につきましては、新設合併か編入合併か、いつ合併をするのか、新市の名称をどうするのか、新市の市役所の位置をどこに置くかといった、自治体の存立にかかわる基本的な内容につきまして協議することになります。

また、イの合併特例法による協議事項といたしましては、27ページになります。議会の議員や農業委員会委員の定数及び任期の取り扱いでは、合併により失職することになります。議会の議員や農業委員の方々の身分につきまして、在任特例や定数特例といった合併特例法や農業委員会等に関する法律において規定されております特例を採用するかどうかにつきまして取り決めることになります。

地方税の取り扱いでは、各市町によって異なっております。税目や税率につきまして、不均一課税を採用するかどうか、採用する場合はどのような取り扱いにするのかにつきまして取り決めることになります。

一般職員の職員の身分の取り扱いでは、合併後における職員の処遇につきまして取り決めることになります。

ウのその他の協議事項といたしましては、本協議会の際、最も重要な協議項目の一つである地域自治制度の取り扱いにつきまして取り決めることになります。

財産の取り扱いでは、各市町の所有する土地や建物、基金等をどのように取り扱うか。

特別職の身分の取り扱いでは、合併により失職する特別職の方々の身分の取り扱いにつきまして取り決めることになります。

条例、規則等の取り扱いでは、合併により制定、改正が必要となります。条例や規則をどのように取り扱うか。事務組織及び機構の取り扱いでは、合併後の市の業務の円滑な執行や住民福祉の向上に向け、現在の市役所、町役場をどうするか、内部組織をどのようなものにするかにつきまして取り決めることになります。

一部事務組合等の取り扱い、16の公共的団体の取り扱いでは、各市町が関係しております。一部事務組合や公共的団体等に対しどのように対応するかにつきまして取り決めることになります。

使用料・手数料等の取り扱い、17の補助金・交付金等の取り扱いでは、各市町により差がございます。使用料・手数料や補助金等につきまして、新市においてどのように取り扱うかにつきまして取り決めることになります。

町名・字名の取り扱い、慣行の取り扱いでは、住民の方々が慣れ親しんでまいりました地名や市や町の花、市民・町民憲章などの各市町のシンボル等の取り扱いにつきまして取り決めることになります。

20の国民健康保険事業の取り扱い、介護保険事業の取り扱いでは、各市町により差がございます。保険税率や保険料等につきまして、新市においてどのように取り扱うかにつき

まして取り決めることとなります。

消防団の取り扱いでは、各市町により異なる消防団の体制等につきまして取り決めることとなります。

各種事務事業の取り扱いでは、各種福祉事業や環境対策事業、教育関連事業など、各市町が実施している事務事業のうち、新市におきまして円滑な行政運営を図り、住民福祉の向上を実現するために協議、調整することが必要な項目につきまして取り決めることとなります。

市町建設計画では、合併後のまちづくりに関する展望や地域自治制度等、新市のマスタープランとしての役割を果たす市町建設計画につきまして取り決めることとなります。

なお、本日の説明に含まれないものでございまして、協定書に盛り込むことが適当であると考えるものにつきましては、随時追加してまいりたいと考えております。

次に、32ページになりますが、市町村の合併の特例に関する法律につきましてご説明いたします。

まず、1の法の沿革と趣旨についてでございますが、市町村の合併の特例に関する法律は、昭和20年代後半から30年代にかけて行われました、いわゆる昭和の大合併時の町村合併促進法、新市町村建設促進法にかわるものとして、昭和40年に10年間の時限立法として施行されたものでございます。

昭和50年及び60年に期限の延長がその都度行われてまいりましたが、平成7年には、さらなる期限の延長と合わせ、より積極的に市町村合併を推進するための大幅な改正が行われました。

さらに平成11年以降は、財政支援や住民発議制度の拡充を始めとする改正がなされ、今日に至っております。

現在、この法律の期限は平成17年3月31日となっておりますが、国におきましては、この法律に基づき創設されました合併特例債などの財政支援につきましては、延長しない旨を表明しております。

次に、2の法の概要についてでございますが、合併特例法の主な特例をお示ししてございます。

まず、(1) 市制移行の人口要件の緩和でございますが、本来、町村が市になるためには、人口が5万人に達しなければなりません。平成17年3月までに合併した町村に限り3万人以上の人口規模で市制に移行できるというものでございます。

次に、(2) 地方税の不均一課税についてでございますが、合併関係市町村間に地方税の税率などについて著しい差がある場合には、住民生活等に急激な変化を及ぼすことがないよう、合併後5年間については課税をしない、もしくは不均一にすることができる旨の規定でございます。

次に、(3) 地方交付税の算定替え特例についてでございますが、通常、合併をいたしますと、普通交付税につきましては、規模拡大による行政組織の効率化などにより、合併前

市町村の交付税の合算額より減少するものでございますが、これを、合併後10年間は、合併しなかった場合の関係市町村の交付税合算額を保障するものでございます。

しかしながら、本協議会におきましては、中核市と町の権能の違いから合併後の行政需要が増大することが見込まれ、この特例の適用を受けない場合も想定されております。

次に、(4) 地方債の特例についてでございますが、新市の一体性の速やかな確保のための事業など市町建設計画に位置づけられた事業につきましては、合併後の10年間に限り、その事業費の95%を地方債により充当することができ、元利償還金の7割を普通交付税により賄うという、通常の地方債より有利な制度でございます。

次に、(5) 議員の定数及び任期等の特例についてでございますが、通常、新設合併であればすべての市町村の議員が、編入合併であれば編入された市町村の議員が失職をいたします。しかし、議員数が激減することや、編入合併時に編入された区域から適正に代表を選ぶ必要があることなどから、合併時の議員の定数及び任期について特例を設けております。この特例につきましては、合併の方式によってその適用の内容が異なりますので、新設合併、編入合併それぞれの場合につきまして記載してございます。

アの新設合併の場合につきましては、地方自治法に規定されております市町村の議員数の上限の2倍までの議員定数を定めて、新たな市町村の設置に伴う選挙を実施するか、最長2年間の中で必要な期間を定めて、関係市町村の全議員がそのまま新たな市町村の議員として在任するかを、特例として選択することが可能というものでございます。

イの編入合併の場合には、編入される市町村ごとに選挙区を設けて、人口比率による増員選挙を行うか、新設合併と同様に合併関係市町村の全議員が編入する市町村の議員の残任期間に限り在任する特例を選択できます。

なお、編入合併の場合は、定数特例、在任特例のいずれを適用した場合でも、次の一般選挙のときに再度、定数特例を適用することが可能となっております。

また、ウの議員の退職年金でございますが、議員共済年金につきましても、合併がなければ受給資格を満たした場合には、合併により失職いたしましても受給資格を満たしているものとする特例も設けられております。

次に、36ページの国及び県の財政支援についてでございますが、合併前から合併後にわたり、合併市町村が受けられる財政支援の主なものを取りまとめたものでございます。

合併前におきましては、国の補助金といたしまして、として、法定協議会を設置した場合に関係市町村にそれぞれ5,000,000円。また県の補助金は、のアとして、合併重点支援地域の任意協議会、法定協議会に対しましてそれぞれ5,000,000円が交付されます。

このほかのイやにございますように、合併前にあらかじめ必要とされます電算システム統一等の合併移行経費等に対しまして、その経費の1/2を特別交付税措置する制度や、交付税措置率50%の合併推進債による国の支援が挙げられます。

また、合併後の財政支援といたしましては、先程ご説明いたしました普通交付税の算定

の特例や合併特例債のほか、国の支援といたしまして、の市町建設計画に位置づけられた事業に対する補助金、の合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置、の公共料金の格差是正に対する特別交付税措置などが挙げられます。

なお、の合併特例債につきましては、1市4町が合併した場合の標準全体事業費といたしまして約600億円、基金の規模の上限といたしまして40億円が記載されておりますが、これらを最大限活用した場合、起債額のうち200億円程度が新市の持ち出し分となります。このような市町村の持ち出し分を軽減するものとして、県では、一番下のにございますように、合併後3年間にわたり特別交付金により支援する制度を創設しております。

次に、合併に向けた取り組み状況等についてご説明いたします。37ページをご覧くださいと思います。

ただいまご説明いたしました合併特例法に基づきまして、全国の自治体のうち、どのぐらいの市町村が合併に向け取り組んでいるかを一覧表でお示ししております。1の全国の合併協議会の設置状況にございますとおり、本年4月1日現在では、法定・任意協議会を合わせまして全国に463の合併協議会が設置されており、3,190の市町村のうち58.5%の1,866市町村がいずれかの合併協議会に参加しております。

2の地方別の表におきましては、合併協議会の設置状況、市町村の合併協議会の参加状況を記載してございますが、協議会の設置状況、市町村の参加状況とも中国地方、四国、九州地方におきまして高い数字を示しております。

また、38ページにおきましては、特例法の期限が平成17年3月までとなりました平成7年度以降の合併の状況を一覧表にしたものを示しておりますが、平成13年以降急激に合併件数が増加してきております。

4の市町村数の推移におきましては、地方自治法が制定されました昭和22年時点と合併特例法が制定されました昭和40年、特例法の期限の延長が行われました昭和50年と平成7年、市となる人口要件が緩和されました平成11年及び昨年と今年4月現在における全国の市町村数の推移を一覧表にしたものを、参考として記載しております。

以上でその他の部分についてはご説明を終わります。この後最後に事務連絡を差し上げたいと思います。以上でございます。

議長（福田会長）

その他につきまして説明がありました。説明の内容についてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

合併協定項目等については、これから小委員会等において議論していただくこととなります。また、全国の状況等については説明のとおりでございます。説明を受けたということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長(福田会長)

ありがとうございます。それでは事務連絡について、事務局からお願いいたします。

事務局(大林次長)

それでは、最後に事務連絡でございますが、ご説明申し上げます。

まず、ホームページ、「協議会だより」についてでございますが、第1回の協議会におきまして決定をいただきました平成15年度事業計画に基づき、多くの住民の方々に当協議会の状況をお知らせし、市町合併に対する意識を高めていただくよう、当協議会のホームページを開設し、6月19日から公開いたしました。

また、広報紙「宇都宮地域合併協議会だより」の創刊号を、7月2日に1市4町の全戸に配布いたしましたところでございます。既にご覧になられた方もいるかと存じますが、お手元にも配布してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、先進地の視察研修についてでございますが、委員の皆様方には、6月27日付でご案内を差し上げたところでございますが、8月18日、19日の1泊2日の予定で行います。

視察先につきましては、合併後概ね10年を経過いたしました盛岡市を訪問し、合併の効果と現状等についてご教示いただくことになっております。なお、現在、出席者につきましては、28名の皆様方にご参加いただく予定になっております。

次に、第3回協議会の開催予定をご連絡いたします。次回の開催日時でございますが、平成15年9月26日(金)午後2時30分から、宇都宮東武ホテルグランデ6階でございます「龍田」で開催予定でございます。これらにつきましては、また、委員の皆様方にご連絡を差し上げます。

以上で事務局より説明を終わります。

議長(福田会長)

事務連絡につきまして3項目説明がありました。説明の内容についてご質問等がございましたらお願いいたします。

無いようでございますので、特に先進地盛岡市視察につきましては、極力ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、第2回の宇都宮地域合併協議会を終了させていただきます。長時間にわたりましたご協議をいただきありがとうございました。今後とも皆様方の積極的なご意見により協議運営が順調に進行できますようお願い申し上げ、終了とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

午後3時30分 閉会